

Q600. 当社の所定労働時間は8時間です。始業時刻に30分遅刻した労働者が終業時刻後30分労働した場合、残業代を支払う必要はありますか。

残業代を支払う必要があるのは、法定労働時間（1日8時間、1週40時間）を超えて労働をした場合であり、ここでいう労働時間とは実労働時間のことをいいます。

ご質問のケースの場合、実労働時間は8時間であり、法定労働時間を超えていませんので、就業規則等で規定していない限り、時間外割増賃金を支払う必要はありません。

弁護士法人四谷麴町法律事務所

勤務弁護士作成